

資料 4

青森県新型インフルエンザ医療確保行動計画骨子案の概要について

1. 策定の趣旨

医療確保行動計画は、青森県新型インフルエンザ基本戦略を踏まえ、行政、医療機関、医療関係団体などの各主体が、新型インフルエンザ発生に伴う健康被害の低減のために、行う医療確保対策の内容を具体的に定めるため策定する。

2. 策定方法

(1) 平成 19 年度に策定した青森県新型インフルエンザ医療確保計画において、医療確保に係る基本的な考え方を定めているので、これが記載内容のベースとなる。

(2) これに加え、国の改定後の行動計画・ガイドラインや県及び地域新型インフルエンザ対策医療協議会での議論、関係団体との協議結果などを踏まえながら、対策推進本部において検討を行い策定する。

3. 項目案（大項目）

(1) 計画策定の趣旨

(2) 流行規模の推計

(3) インフルエンザ（H5N1）の臨床像及び診断・治療

(4) 新型インフルエンザに係る医療提供体制

基本的な考え方、発生期ごとの主な対応について記載し、個別事項として、新型インフルエンザ医療相談センターや新型インフルエンザ外来、大流行期の病床確保、調剤薬局と医療機関の連携、在宅医療の確保について記載する。

(5) 医療機関における体制整備

業務継続計画の策定など医療機関における体制整備の在り方について記載する。

(6) サーベイランス体制

(7) 抗インフルエンザウイルス薬及びその他医薬品等の確保

(8) ワクチン接種体制

(9) 医療関係団体との連携

青森県
新型インフルエンザ医療確保行動計画
骨子案

平成 21 年 3 月

目次

1. 計画策定の趣旨
2. 流行規模の推計
3. インフルエンザ（H5N1）の臨床像及び診断・治療
 - （1）臨床像
 - （2）診断・治療
4. 新型インフルエンザに係る医療提供体制
 - （1）基本的な考え方
 - （2）発生期ごとの対応
 - （3）新型インフルエンザ医療相談センター
 - （4）新型インフルエンザ外来
 - （5）大流行期の病床確保（入院病床の確保、患者収容施設）
 - （6）調剤の在り方及び調剤薬局と医療機関の連携について
 - （7）在宅医療の確保について
5. 医療機関における体制整備
 - （1）医療提供体制の検討、事前対策の実施（研修、資機材整備など）
 - （2）病院における業務継続計画の策定
 - （3）診療所における診療休止時の対応
6. サーベイランス体制
 - （1）国が行う感染症対策に係るサーベイランス
 - （2）県が行う新型インフルエンザ対策の基礎情報把握サーベイランス
7. 抗インフルエンザウイルス薬及びその他医薬品等の確保
 - （1）抗インフルエンザウイルス薬の確保と使用
 - （2）その他医薬品等の確保
8. ワクチン接種体制
9. 医療関係団体との連携
 - （1）県・都市医師会
 - （2）県薬剤師会
 - （3）県看護協会
 - （4）その他の医療関係団体

1. 計画策定の趣旨

この医療確保行動計画は、青森県新型インフルエンザ基本戦略を踏まえ、行政、医療機関、医療関係団体などの各主体が、新型インフルエンザ発生に伴う健康被害の低減のために、行う医療確保対策の内容を具体的に定めるため策定する。

また、この計画の策定にあたっては、新型インフルエンザ発生に伴う健康被害のみならず、新型インフルエンザの流行が地域医療に与える影響の低減についても、できる限り、対応を検討するものである。

2. 流行規模の推計

健康被害の程度（罹患率、致死率）は、ウイルスのもつ病原性や感染力などによって異なるため、現時点で予測することは困難であるが、平成 18 年 1 月に策定した「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」では、国の行動計画と同じく、ひとつの推計として、流行が 8 週間程度継続し、県人口の 25%が罹患すると仮定した場合の健康被害について、下表のように推計している。

区分		最小値	中間値	最大値
医療機関受診者数		155,025	198,477	288,125
内訳	外来患者数	151,896	192,044	279,737
	入院患者数	2,215	5,105	6,365
	死亡者数	914	1,328	2,023
従業員等の欠勤率		最大 40%（地域や業種等によっては、40%超欠勤する可能性がある。）		

（注 1）1993 年に開催されたヨーロッパインフルエンザ会議で、人口の 25%が罹患すると仮定して行動計画を策定するよう勧告が出されている。

（注 2）病原性が中等度（アジアインフルエンザ並み：致死率 0.53%）の場合での推計である。

（注 3）患者推計は、国と同じく米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid2.0）を用いて行っている。

（注 4）従業員等の欠勤率は、国の行動計画に示されたものと同様である。

3. インフルエンザ（H5N1）の臨床像及び診断・治療

【記載内容の案】

インフルエンザ（H5N1）の臨床像及び診断・治療について、国ガイドラインに従って記載する。

インフルエンザ（H5N1）が、新型インフルエンザとして発生することが確実ということではないが、インフルエンザ（H5N1）の鳥から人への感染事例が継続していること、国が、インフルエンザ（H5N1）について診断・治療に関するガイドラインを策定していること、インフルエンザ（H5N1）が、感染症法において二類感染症に指定されていることから、ひとつの例として記載する。

4. 新型インフルエンザに係る医療提供体制

【記載内容の案】

現行の新型インフルエンザ医療確保計画をもとに、更に、協議・検討を行って、主に以下の内容を記載する。

- （1）基本的な考え方
- （2）発生期ごとの対応
- （3）新型インフルエンザ医療相談センター
- （4）新型インフルエンザ外来
- （5）大流行期の病床確保（入院病床の確保、患者収容施設）
- （6）調剤の在り方及び調剤薬局と医療機関の連携について
- （7）在宅医療の確保について

（記載にあたっては、以下の点に留意する。）

- ・ 発生期ごとの対策の転換を明確にする。
- ・ 新型インフルエンザ医療確保計画に定めた対策について、前倒しすべきか検討する。

5. 医療機関における体制整備

【記載内容の案】

新型インフルエンザの発生にそなえ、医療機関における体制整備のあり方や発生時の対応について記載する。

- (1) 医療提供体制の検討、事前対策の実施（研修、資機材整備など）
- (2) 病院における業務継続計画の策定
- (3) 診療所における診療休止時の対応

6. サーベイランス体制

【記載内容の案】

現行のサーベイランスマニュアルをもとに、更に、協議・検討を行って、以下の内容を記載するが、詳細については、別途、保健所対応マニュアルに記載する。

- (1) 国が行う感染症対策に係るサーベイランス
- (2) 県が行う新型インフルエンザ対策の基礎情報把握サーベイランス

7. 抗インフルエンザウイルス薬及びその他医薬品等の確保

【記載内容の案】

現行の新型インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用計画をもとに、更に、協議・検討を行って、以下の内容を記載する。

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の確保と使用
- (2) その他医薬品等の確保
 - 抗インフルエンザウイルス薬以外の医薬品や医療材料の確保について
 - 給食や寝具などの医療を支える基盤に係る対策について

8. ワクチン接種体制

【記載内容の案】

国が、ワクチン接種ガイドラインを策定後に、本県の実施体制について記載する。

9. 医療関係団体との連携

【記載内容の案】

各団体との連携の在り方について、協議・検討を行って、以下の内容を記載する。

(1) 県・郡市医師会

- 県・郡市医師会と新型インフルエンザ外来設置医療機関や地域の中核病院の連携の在り方
- 救急医療の確保等（急患診療所など）に係る協力
- 患者収容施設における医療の提供に係る協力

(2) 薬剤師会

- 薬剤師が不足した場合の協力
- 患者収容施設及び在宅療養患者等に対する薬剤交付に係る協力

(3) 看護協会

- 看護師が不足した場合の協力
- 患者収容施設における看護の提供に係る協力

(4) その他の医療関係団体

県医薬品卸組合、県診療放射線技師会などのその他の医療関係団体についても、県の対策の周知を図り、適宜、協力体制を構築する。